

令和 3 年

上尾市議会第 3 回臨時会議案

議 案 名

議案第100号	令和3年度上尾市一般会計補正予算（第10号）……別冊	
議案第101号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職 の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について………	1
議案第102号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について………	3
議案第103号	専決処分の承認を求めることについて………	5
議案第104号	専決処分の承認を求めることについて………	15

議案第 101 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の給与に関する条例 (昭和 30 年上尾市条例第 14 号) の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 62.5」に改める。

第 2 条 上尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 2 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 62.5」を「100 分の 67.5」に改める。

(上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 22 年上尾市条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 157.5」に改める。

第 4 条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 157.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

人事院勧告に準じて、市職員に支給する期末手当の支給割合を引き下げたいので、この案を提出する。

議案第102号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

上尾市長 畠山 稔

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）
第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年上尾市条例第3号）第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）第5条第2項

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条第2項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

市職員に支給する期末手当の支給割合の引下げに準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を引き下げたいので、この案を提出する。

議案第 103 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度上尾市一般会計補正予算（第 8 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 3 年 11 月 29 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

令和 3 年 9 月 30 日に市議会議員が退職したことに伴い、上尾市議会議員補欠選挙を同年 11 月 28 日に執行することが決定されたため、その選挙費を計上した令和 3 年度上尾市一般会計補正予算（第 8 号）を緊急に編成する必要が生じ、同年 10 月 6 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和3年度上尾市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月6日

上尾市長 島山 稔

令和3年度上尾市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,259千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,899,617千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

単位：千円

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		1,577,742	15,259	1,593,001
	1 繰越金	1,577,742	15,259	1,593,001
歳入	合 計	70,884,358	15,259	70,899,617

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,249,818	15,259	8,265,077
	4 選挙費	193,200	15,259	208,459
歳出	合 計	70,884,358	15,259	70,899,617

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	1,577,742	15,259	1,593,001
歳入 合 計	70,884,358	15,259	70,899,617

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	8,249,818	15,259	8,265,077	0	0	0	15,259
歳出 合 計	70,884,358	15,259	70,899,617	0	0	0	15,259

2 歳 入

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明	補正額 (累計)
				区	額		
1 繰越金	1,577,742	15,259	1,593,001	1繰越金	15,259	繰越金	15,259
計	1,577,742	15,259	1,593,001				(1,593,001)

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

単位：千円

目	補正額 (項) 4 選挙費		補正額の財源内訳			節・説明		事業概要	補正額 (累計)
	補正前の額 (計)	補正額 (計)	補正額の財源内訳			区 分	補正額 (累計)		
			国県支出金	特定財源	一般財源				
1 選挙管理委員会費	34 (62,404) (62,438)	34 (62,404) (62,438)	0	0	34	1報酬 会計年度任用職員報酬 10人 8旅費 会計年度任用職員費用弁償	(職員課) ○会計年度任用職員人件費 1報酬 8旅費	34 (9,306) (9,126) 1 (180)	
5 市議会議員補欠選挙費	15,225 (0) (15,225)	15,225 (0) (15,225)	0	0	15,225	1報酬 選挙立会人報酬 5人 3職員手当等 時間外勤務手当 8旅費 費用弁償 10需用費 消耗品費 印刷製本費 11役務費 通信運搬費 手数料 筆耕料 12委託料 開票所設営委託料 ポスター掲示場設置等委託料 選挙公報等配布委託料 期日前投票所可視化システム委託料	(選挙管理委員会事務局) ○市議会議員補欠選挙事業 1報酬 3職員手当等 8旅費 10需用費 11役務費 12委託料 13使用料及び賃借料 18負担金、補助及び交付金	15,225 (15,225) 45 (45) 2,669 2,669 (2,669) 9 9 (9) 1,956 1,500 (1,500) 456 (456) 248 4 (4) 242 (242) 2 (2) 5,857 231 (231) 4,785 (4,785) 687 (687) 154 (154)	

給 与 費 明 細 書

単位：千円

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	地 域 手 当			
補正後	長 等	3	26,171	0	11,646 4.45月分	37,817	48,373
	議 員	30	158,340		70,462 4.45月分	228,802	282,415
	その他の特別職	1,578	127,372			127,372	127,372
	計	1,611	285,712	0	82,108	393,991	458,160
補正前	長 等	3	26,171	0	11,646 4.45月分	37,817	48,373
	議 員	30	158,340		70,462 4.45月分	228,802	282,415
	その他の特別職	1,573	127,327			127,327	127,327
	計	1,606	285,667	0	82,108	393,946	458,115
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0		0	0	0
	その他の特別職	5	45			45	45
	計	5	45	0	0	45	45

2 一般職

単位：千円

総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補 正 後	(1,941) 1,309	1,068,599	5,176,360	3,610,860	2,604,901	12,460,720	
補 正 前	(1,931) 1,309	1,068,566	5,176,360	3,608,191	2,604,901	12,458,018	
比 較	(10) 0	33	0	2,669	0	2,702	2,702

()内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当
	補正後	133,413	322,249	83,345	77,893	20,122	519,018	2,056	124,500	2,328,264
	補正前	133,413	322,249	83,345	77,893	20,122	516,349	2,056	124,500	2,328,264
	比較	0	0	0	0	0	2,669	0	0	0

単位：千円

区分	職員数(人)	給与		共済費	合計	備考
		給料	職員手当			
補正後	(1,309)	5,024,374	3,403,994	2,435,920	10,864,288	
補正前	(1,309)	5,024,374	3,401,325	2,435,920	10,861,619	
比較	(0)	0	2,669	0	2,669	

単位：千円

()内は、再任用短時間勤務職員で外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当
	補正後	133,413	313,002	83,345	74,940	20,122	519,018	2,056	124,500	2,133,598
	補正前	133,413	313,002	83,345	74,940	20,122	516,349	2,056	124,500	2,133,598
	比較	0	0	0	0	0	2,669	0	0	0

単位：千円

区分	職員数(人)	給与		共済費	合計	備考
		報酬	職員手当			
補正後	(1,884)	1,068,599	151,986	206,866	1,427,451	168,981
補正前	(1,874)	1,068,566	151,986	206,866	1,427,418	168,981
比較	(10)	33	0	0	33	0

単位：千円

()内は、パートタイム会計年度任用職員で外書き

職員手当の内訳	区分	地域手当	通勤手当	期末勤勉手当
補正前	9,247	2,953	194,666	
比較	0	0	0	

単位：千円

議案第 104 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度上尾市一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 3 年 11 月 29 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

新型コロナウイルスワクチン追加接種（3 回目接種）に必要な体制を実際の接種より前に整備するため、その経費を計上した令和 3 年度上尾市一般会計補正予算（第 9 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 3 年 10 月 28 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和3年度上尾市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月28日

上尾市長 島山 稔

令和3年度上尾市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275,372千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,174,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

単位：千円

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金			13,929,837	275,372	14,205,209
		2 国庫補助金	2,356,497	275,372	2,631,869
	歳入	合 計	70,899,617	275,372	71,174,989

単位：千円

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費			6,079,731	275,372	6,355,103
		1 保健衛生費	2,728,919	275,372	3,004,291
	歳出	合 計	70,899,617	275,372	71,174,989

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	275,372

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	13,929,837	275,372	14,205,209
歳入 合計	70,899,617	275,372	71,174,989

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国庫支出金	地方債	
4 衛生費	6,079,731	275,372	6,355,103	275,372	0	0
歳出 合計	70,899,617	275,372	71,174,989	275,372	0	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明	補正額 (累 計)
				区	額		
3 衛生費国庫補助金	195,264	275,372	470,636	1保健衛生費補助金	275,372	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	275,372 (439,069)
計	2,356,497	275,372	2,631,869			補助率 10/10	

単位：千円

3 歳 出

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節・説明	補正額 (累 計)
		特定財源		一般財源			
		国庫支出金	地方債	0	その他		
2 予防費	275,372 (1,510,285) (1,785,657)	275,372 国庫支出金 275,372	0	0	0	12委託料 ワクチン接種事務委託料	275,372 275,372 (429,814)
計	275,372 (2,728,919) (3,004,291)	275,372	0	0	0		275,372 (875,412) 275,372 (860,886)

単位：千円

